

イギリスの地方団体社会 サービス法案について



本法案は1970年2月に公表されたもので、その主な目的は、地方団体及び関連対人社会サービス委員会報告書による勧告を実行するためである。

地方団体および関連対人社会サービス委員会とは、1965年12月にイングランドおよびウェールズにおける対人社会サービスのため地方団体の機構および権限について審議し、効果的な家庭サービスを確保するためにどのような改正が望ましいかについて考察するために作られたもので(委員長 Frederic Seebom), その報告書は、1968年7月内務大臣, 教育科学大臣, 住宅地方行政大臣および保健大臣を通じて議会に提出された。

本法案は、社会サービス地方団体の機構, 運営, 行政についての規定さらに保健訪問お

よびソーシャルワーク(訓練)法[Health Visiting and Social Work (Training) Act] 1962の修正等を含んでいる。地方団体とは、県(County), 特別市(County Borough)およびロンドン特別区(London Borough)の議会(Council), シティの議会(The Common Council of the City of London)をさしている。主なる規定として、各地方団体は社会サービス委員会を設置すること。なお2つまたはそれ以上の地方団体により共同委員会の設置も認める。また国民互助法(National Assistance Act) 1948の33条(2)項の委員会, 児童法(Children Act) 1948の39条の委員会は廃止する。地方団体は本法案の一覧表として示された機能を本委員会に委任すること。その権能の主なものとしては、従来の福祉, 児童の2つの

委員会に関係している仕事に加えて、地方保健団体(Local Health Authority)の権限のうち、ドメスティックヘルプすなわち病人, 妊産婦, 精神障害者, 老人, 乳幼児のいる世帯で必要とする家庭援助の事項(国民保健サービス法29条), 同様の世帯に対するホームヘルプ, 洗たく施設の事項(保健サービス及び公衆衛生法13条)および医学的な性格の面を除いた妊産婦・乳幼児のケアの事項(国民保健サービス法22条(1)と(2)), 疾病の予防, 病気のケア・アフターケアの事項(保健サービス及び公衆衛生法12条)等が含まれている。

次に社会サービス長官の任命が規定され、児童法による児童長官は廃止される。なお同一人が2つ以上の団体より長官として任命されても良いことになっている。また長官の資格についても規則をもうけるとしている。

さらに保健訪問およびソーシャルワーク(訓練)法によるソーシャルワークの訓練のための審議会(Council for Training in Social Work)の名称に中央をつけ、枢密院が同審議会および保健訪問訓練審議会の共通の会長を任命していたものを、各々に会長を任命する

ことに修正している。

以上の法案は、前述の報告書に基づいて、議会で提出されたもので、その考え方は、報告書にあるように、地方団体の行なう社会サービスが、現状では、福祉、児童さらに保健その他の部門を通じて行なわれ、また責任者も専門家ばかりでなく、保健官(Medical Officer of Health)等社会サービスに関しては専門家ではない人で占められている。これら社会サービスを統合し、新しい社会サービス委員会を創設し、専門家に行政責任を持たせることにより、より効果的サービスが期待出来るとしている。

このようなサービスの統合は、保健の分野でも議論がなされている。いわゆるグリーンペーパー(最初のは1968年、2回目のは1970年に発表)では、国民保健事業の3本の柱としての、病院サービス、一般医サービス、地方保健団体によるサービスを統合し、新しい地域保健団体(Area Health Authority)を作ることが提案されている。この場合の地域は、現在の地方保健団体の管轄地域よりは広く、人口20万より130万くらいとしている。

このため地方団体の業務として病人や精神障害者に対する家庭ケースワーク、ソーシャルワーク、関連する社会施設、ホームヘルプ等は、環境衛生業務等と共に地方団体の権限として残されている。

これらサービスの統合は、保健と福祉の分野で各々別々に進められて来ている。従来地方団体の段階では、保健と福祉が同一の委員会または、福祉の委員会に対して保健官が責任を持つ等の形のもの少なくなく、両種のサービスの連絡協調が比較的容易であったともいえる。しかし、社会サービス分野における専門性の強調、保健の分野からの独立等が強く打ち出された傾向を有することと、保健分野におけるサービスの合理化のための広域化の傾向を示めしたことから、今後の両種サービスの協調に多くの困難な問題が含まれてくるのではないかと、現場で働いている人々から疑問が出されている。例えば国の段階で保健省が保健社会保障省(Department of Health and Social Security)となったのに、保健婦、訪問看護婦は地域保健団体より、ホームヘルプは地方団体社会サービス委員会よりと

いうことになってくるとうまくいけるだろうか等の意見がある。

本法案が単なる機構改革のみでなく社会サービスそのものの性格にも今後影響が出るものと思われる。

文 献

- 1) *Local Authority Social Services Bill*, [Bill 98], (370150) London Her Majesty's Stationery Office., 1970.
- 2) *Report of The Committee on Local Authority and Allied Personal Social Services* (Cmnd. 3703), London Her Majesty's Stationery Office., 1969.
- 3) National Health Service, *The Administrative Structure of the Medical and Related Services in England and Wales*, London Her Majesty's Stationery Office, 1968.
- 4) National Health Service, *The Future Structure of the National Health Service*, London Her Majesty's Office, 1970.

(西 三郎 国立公衆衛生院)